

秋田都市計画区域区分の変更（秋田県決定）

秋田都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分 \ 年次	平成27年 (基準年)	令和12年 (目標年)
都市計画区域内人口	333.0千人	302.3千人
市街化区域内人口	297.8千人	267.5千人
配分する人口	—	267.5千人
保留する人口	—	0千人
(特定保留)	—	0千人
(一般保留)	—	0千人

3. 理由

都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更、及び、「秋田都市計画区域 区域区分見直しに関する基本方針」（令和5年9月）の基準に従い、市街化区域である下浜羽川字下野地区を市街化調整区域に編入する変更を行う。

秋田都市計画区域区分の変更（秋田県決定）新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

区分 \ 年次	平成17年 平成27年 (基準年)	平成32年 令和12年 (目標年)
都市計画区域内人口	336.9千人 333.0千人	325.1千人 302.3千人
市街化区域内人口	307.5千人 297.8千人	295.7千人 267.5千人
配分する人口	—	288.2千人 267.5千人
保留する人口	—	7.5千人 0千人
(特定保留)	—	0千人 0千人
(一般保留)	—	7.5千人 0千人

理由書

秋田都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域は、昭和 46 年 3 月 30 日に当初決定し、これまで 6 回の定期見直しと 3 回の随時見直しを経て、今日に至っており、無秩序な市街化の防止、都市の健全な発展と秩序ある整備に大きく寄与してきた。

現在の区域区分の目標年次（平成 32 年）としていたため、定期見直しの時期に来ていることから、都市計画法第 6 条の規定により平成 27 年を基準年として、平成 28,29 年度に実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和 12 年を目標年次としてフレームの変更を行う。

今回の定期見直しにあたり、「秋田都市計画区域 区域区分見直しに関する基本方針」（令和 5 年 9 月）の基準に従い、精査したところ、現に市街化されておらず、今後市街地整備の見込みがない区域として、下浜羽川字下野地区を市街化調整区域に編入する変更を行う。

なお、秋田都市計画区域区分の変更とともに、「秋田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県決定）」も変更を予定している。